

家屋の固定資産税評価額に乗ずる倍率

財産評価基本通達 89（家屋の評価）の定めにより家屋の価額を評価する場合におけるその家屋の固定資産税評価額に乗ずる倍率は「1.0」です。

（注）課税時期において、増改築等に係る家屋の状況に応じた固定資産税評価額が付されていない家屋の価額については、財産評価基本通達 5（評価方法の定めのない財産の評価）の定めに基づき評価します。

具体的には、当該家屋の価額は、増改築等に係る部分以外の部分に対応する固定資産税評価額に、当該増改築等に係る部分の価額として、当該増改築等に係る家屋と状況の類似した付近の家屋の固定資産税評価額を基として、その付近の家屋との構造、経過年数、用途等の差を考慮して評定した価額（ただし、状況の類似した付近の家屋がない場合には、その増改築等に係る部分の再建築価額から償却費相当額を控除した価額の 100 分の 70 に相当する金額）を加算した価額（課税時期から申告期限までの間に、その家屋の課税時期の状況に応じた固定資産税評価額が付された場合には、その固定資産税評価額）に基づき財産評価基本通達 89（家屋の評価）又は 93（貸家の評価）の定めにより評価します。

なお、償却費相当額は、財産評価基本通達 89-2（文化財建造物である家屋の評価）の(2)に定める評価方法に準じて、再建築価額から当該価額に 0.1 を乗じて計算した金額を控除した価額に、その建物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数）のうちに占める経過年数（増改築等の時から課税時期までの期間に相当する年数（その期間に 1 年未満の端数があるときは、その端数は、1 年とします。））の割合を乗じて計算します。